

監査委員公表第 485 号

平成21年10月28日付け監査第480号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成22年2月2日

大分県監査委員 阿 南 馨
 大分県監査委員 姫 野 邦 子
 大分県監査委員 井 上 伸 史
 大分県監査委員 賀 来 和 紘

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(総務部)		
北部振興局	平成21年6月9日から 平成21年6月11日まで 平成21年7月6日	<p>指摘事項</p> <p>内水面漁業振興事業費補助金において、昨年度指導を受けたにもかかわらず、今年度も額の確定が遅れ、結果として支払遅延が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今年度事業については、事業主体に対して期限内の書類の提出等を強く指導するとともに、事務担当者及び監督者ともに進捗状況を管理し、遅滞なく事業を完了させた。</p>
(商工労働部)		
情報政策課	平成21年7月9日 平成21年7月27日	<p>指摘事項</p> <p>電子申請等受付システム共同運用に係る市町村負担金の調定が、取扱要領に定める時期になされていなかったことが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>事務スケジュールの再確認及び徴収台帳による執行管理を徹底するとともに、職員への注意喚起など指導を行い、適正な事務処理に努める。</p>
(農林水産部)		
森林保全課 (森林整備室)	平成21年8月4日から 平成21年8月5日まで 平成21年8月20日	<p>指摘事項</p> <p>造林事業補助金において、検査等が要領に定めるとおり行われなかったことから、不正請求を発見できず、補助金を過大に支出したことが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>過大となった補助金について、今年度中に事業主体から県に返還することになっている。また、再発防止のため、森林組合に対する県の検査体制を強化するとともに、補助金交付申請事務の見直しや複数職員によるチェック体制の強化等内部牽制機能の確保など、森林組合の改善策を実施する</p>

<p>漁港漁村整備課</p>	<p>平成21年8月4日から 平成21年8月5日まで 平成21年8月20日</p>	<p>こととした。</p> <p>指摘事項 県の管理する漁港施設において、占有許可等を受けずに施設が使用されているなど、不適正な施設管理の事例が認められた。</p> <p>措置状況 平成21年9月15日に占有状態は解除された。その後、大分県漁業協同組合から漁業関係者専用駐車場として使用したい旨占有許可申請が提出され、9月28日に許可した。 今後は適正な管理が行われるよう指導・監視を行っていく。</p>
----------------	---	---